

2025年度金融系外国企業発掘誘致事業RFP(フィンテック)
－Attraction U Project－

2025年2月10日
FinCity.Tokyo事務局

背景・目的

- 一般社団法人東京国際金融機構(以下、「FCT」という。)は、東京都が策定した「国際金融都市・東京」構想2.0の下、東京を「サステナブルな社会を実現するアジアのイノベーション・金融ハブ」とすべく、その実現に向けた取組の一つとして、新たな資産供給の担い手となり、国民の安定的な資産形成に資する資産運用業者及びあらゆる分野において新たなビジネスの手法を提供するフィンテック企業を発掘・誘致する「金融系外国企業発掘・誘致事業」(以下、「本事業」という。)を実施している。
- 東京に能動的に金融系外国企業を誘致するためには、東京進出に意欲があり、東京・日本に足りないサービス・技術を提供する企業を発掘する必要がある。また、日本進出の阻害要因となっている日本特有の規制、金融機関のニーズ、インセンティブ等の情報発信を行うほか、ビジネスマッチングを含めた東京への進出計画の具体化に向けたきめ細かなサポートを行い、誘致に資する活動を積極的に行っていく必要がある。
- そこで、金融系外国企業を効果的に発掘し、誘致することを目的として、本委託を実施する。
- なお、本事業における「金融系外国企業」とは、資産運用業者、フィンテック企業など、金融エコシステムの更なる活性化・高度化に資する企業等とする。

現 状

- 本事業は、東京都が2017年度に開始し、2021年度まで実施した(2022年度からFCTに移管)。
- 2024年度はFCTが支援している3社の資産運用会社(資産運用残高(AUM)計\$160 billion程度)及び1社のフィンテック企業(企業価値\$900million程度)が進出済みもしくは年度内に進出予定である。
- 海外での発掘・誘致活動については、世界的なコロナパンデミックにより2022年度まで十分に実施することができなかったが、2023年度及び2024年度は現地でのFCT主催イベントの実施、現地金融関連イベントへの参加や誘致候補企業への訪問を積極的に実施した。

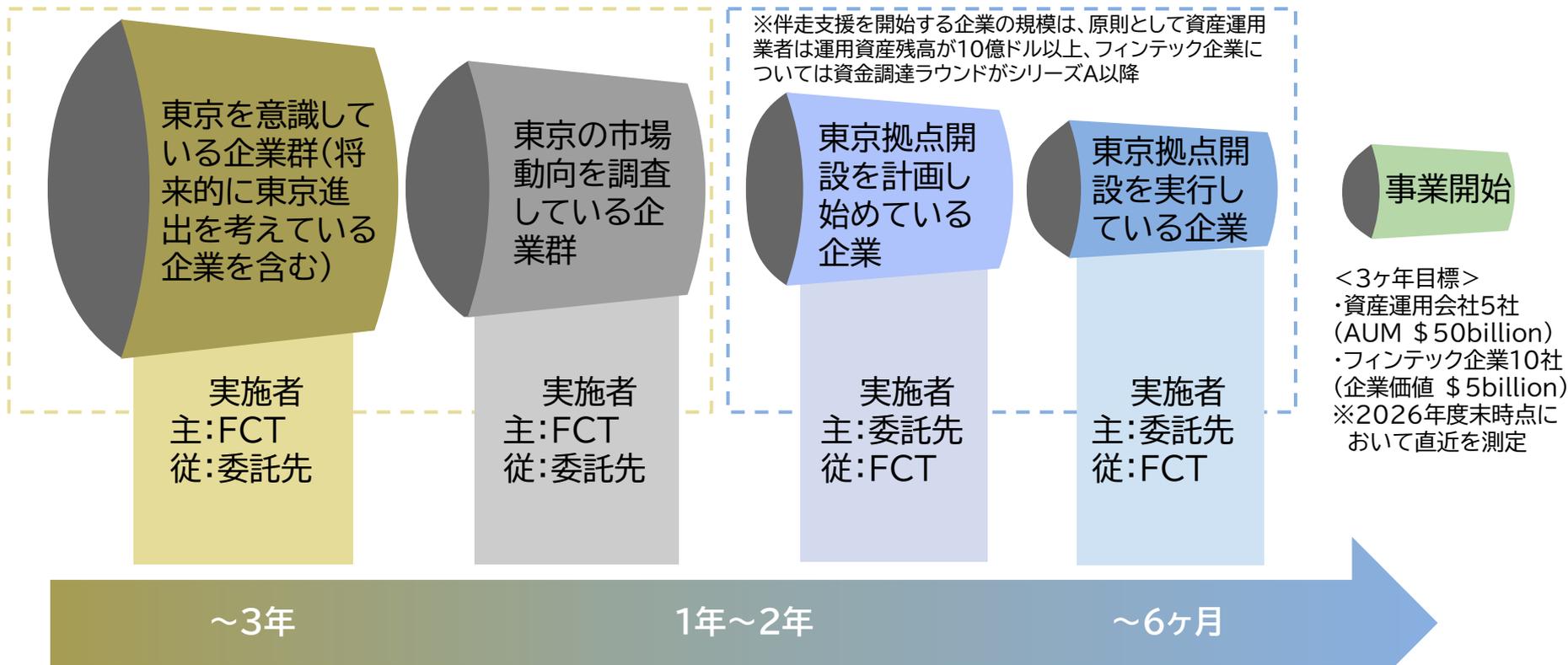
2025年度の考え方

- (2024年度からは、半年～1年程度で東京進出の意思を表明する企業だけでなく、経済的なインパクト等も踏まえ、対象企業に対し中期的な(概ね3か年での)意見交換・情報提供を重ねながら誘致活動に取り組んでおり、2025年度もこの考え方を踏襲する(3か年の期間のうち、2か年目にあたる)。
- 併せて、2025年度はこれまでと同様に、FCT会員企業やステークホルダー等と連携し、誘致候補企業の発掘や海外での誘致活動に取り組んでいく。
- 資産運用業者、フィンテック企業など、金融エコシステムの更なる活性化・高度化に資する企業等を広く誘致対象とする。

誘致候補企業へのアプローチの実施者と3ヶ年事業目標(2024年度～2026年度)

意見交換を通じた情報提供段階

伴走支援段階※



各段階ごとに要する誘致期間を想定

2025年度事業の考え方

Attractionの事業目的とその因数分解

- 東京への経済波及効果 (Economic impact)
- 資産運用エコシステムの活性化及び金融デジタル化の推進 (Investment ecosystem enhancement)

誘致企業数
(# of companies)



誘致企業の規模
(size of companies)



誘致企業の国内成長
(growth potential)



誘致企業の機能
(function)

2025年度の目標

① 誘致候補企業のリサーチ・発掘：
新規20社との初回面談

② 東京進出の意思決定促進：
新規支援開始10社

③ 伴走支援の利用促進：
新規伴走支援開始5社※

※伴走支援を開始する企業の規模は、原則として資産運用業者は運用資産残高が10億ドル以上、フィンテック企業については資金調達ラウンドがシリーズA以降

④ 伴走支援中企業の東京進出支援：
拠点開設5社程度かつ当該企業の事業規模が
合計して下記以上の事業開始
・資産運用残高合計150億米ドル
・企業価値評価額合計10億米ドル

事業の全体像

①東京・日本の金融をサービス・技術面で補完しうる金融系外国企業を発掘し、②東京進出の意思決定を促し、③事業開始までの伴走支援を実施するほか、④過年度に本事業で支援した企業に関するフォローアップ・引継ぎを行う。また、⑤本事業の認知度向上に向けた広報を行う。

- ①発掘から②東京進出の意思決定促進の段階までは、主としてFCTが実施し、受託者はその支援を行う。
- 2分野(i 資産運用業者など、金融エコシステムの更なる活性化・高度化に資する企業等、ii フィンテック企業等)に分けて支援を行う。
- 下記の項目は各段階での受託者の実施内容を例示列挙したものである。

①発掘

- 経済波及効果や金融エコシステムへの適合性等を踏まえた仮説の構築
- 信用調査
- 企業リサーチ・発掘
- 海外での誘致活動
- FCT会員企業や海外業界団体等との連携

②東京進出の意思決定促進

- ビジネスパートナーの探索及びマッチング
- 国内エコシステムへのネットワーク形成支援
- 東京進出にかかる課題の分析及び解決
- 東京進出の意思決定支援

③伴走支援

- 各種行政手続きのサポート
- 各種サービスプロバイダやインセンティブの紹介

④過年度支援企業のフォローアップ・引継ぎ

⑤本事業の認知度向上に向けた広報

フィンテック企業等の発掘・誘致等

- ①発掘(仮説構築及び企業抽出の支援)
- ②東京進出の意思決定促進
- ③伴走支援
- ④過年度企業のフォローアップ及び引継ぎ
- ⑤本事業の広報(国内外における認知度向上)

※次項以降に記載の金額はすべて税込み

① 企業発掘(仮説構築及び企業抽出の支援) 委託業務の内容・条件

【委託業務内容・目標】

- 日本・東京への経済波及効果や企業のニーズ等を踏まえた発掘・誘致対象とすべきフィンテック業等に関する仮説構築業務
- 上記仮説に基づく具体的な業態、個別企業のリサーチ業務及びそれに基づく発掘業務
 - 【目標】FCTの今後のpipeline企業(確実に支援に繋がる企業)として10社との新規面談
 - * 上記Pipeline10社とは別に、年間を通じて金融系外国企業との面談を継続実施(Pipeline企業を1社でも増やす)すること
- FCTの海外プロモーション活動等と合わせた、現地での発掘・誘致対象企業の調査、マーケティング、面談アレンジ
- FCTの海外プロモーション活動等と合わせた、現地でのイベント開催アレンジ(アジェンダ、開催場所、登壇者提案・調整等)
- 上記のほか、フィンテック企業等発掘に資する効果的な取組の提案・実施

【成果物】(成果物の内容の詳細については、受託者とFCTで別途協議)

- 日本・東京への経済波及効果や金融エコシステムへの適合性等を踏まえた発掘・誘致対象とすべきフィンテック企業等に関する仮説構築資料
- 上記仮説に基づく具体的な業態、個別企業のリサーチ資料
- 上記pipeline企業10社との初回面談メモ(日英可)
- FCTの海外プロモーション活動等と合わせて実施した企業面談メモ、イベント報告書等(日英可)
- 委託業務の実施状況等に関する四半期報告書 等

【注意事項】

- フィンテック企業等を発掘する場合、当該企業の規模がその時点でシリーズA以降である必要はないが、客観的な公知情報等に基づき、③伴走支援開始までに原則としてシリーズA以降に到達することが見込まれることを要する

【FCTの海外プロモーション活動等と合わせた海外出張】

- 訪問先 : 事業者からの提案により、FCTと協議して決定する
- 手 当 : 上限2,500千円(アジア(50万円)、北米(120万円)、中東・欧州(80万円)を基本とし、過不足の場合は別途FCTと協議)
(参考:2024年度は香港、ニューヨーク、シンガポール、ドバイ・アブダビ、マイアミ等に同行)

【委託金額】

- 固定報酬350万円
- 成功報酬500万円(Pipeline企業※1社あたり50万円、最大10社。上記海外出張手当とは別に支払う) ※FCTが発掘した企業は除く

② 東京進出の意思決定促進 委託業務の内容・条件

【委託業務内容】

- 東京進出に関心を持つフィンテック企業等に対し、将来の進出に向け、ビジネスパートナー、顧客となり得る日本企業との面談（ビジネスマッチング）をアレンジ・実施（最大10社）
- 国内エコシステムにおけるライトパーソン等とのミーティングの実施
- サービスプロバイダー・専門家等の紹介、公的機関のサポートプログラムの案内、スケジュール管理等
- * 具体的な支援内容については、事前にFCTと協議し、承認を受けること

【成果物】（成果物の内容の詳細については、受託者とFCTで別途協議）

- パートナー探索のPipelineに入れるための企業紹介（One-pager）（日本語または英語で作成すること）
- パートナー企業やライトパーソン等との面談メモ（日本語または英語で作成すること）
- 委託業務の実施状況等に関する四半期報告書（日本語で作成すること）

【注意事項】

- フィンテック企業等を支援する場合、当該企業の規模がその時点でシリーズA以降である必要はないが、客観的な公知情報等に基づき、③伴走支援開始までに原則としてシリーズA以降に到達することが見込まれることを要する。
- 2024年度に既に東京進出の意思決定促進の支援を実施した企業について、年度を越えて2025年度も同様の支援が必要か否か、支援を実施した場合に成功報酬の対象とするか否かは、支援対象企業へのヒアリング等を通じ、FCTが判断する。

【委託金額】

- 固定報酬：500万円、成功報酬：300万円（1社あたり30万円、最大10社）
- * 日本企業との面談は、1社あたり1回実施することをもって成功報酬の対象とする。ただし、東京進出の意思決定を促すため、複数回の面談を効果的に実施することが望ましい。
- * 2025年度中に東京進出の意思決定に至らない場合でも、ビジネスパートナー、顧客となり得る日本企業との面談を実施した場合、FCTが当該フィンテック企業等へのヒアリングを実施した上で、成功報酬の対象とするか否かを判断する。

③ 伴走支援(1/2)

【委託業務内容】

- 本事業にて東京進出の意思決定をしたフィンテック企業等に対する東京での事業開始に向けた伴走支援の提案・実施
 - 専門家やサービスプロバイダー等(法務、ビザ、税務、人材、オフィス等)の紹介
 - 東京都、JETRO等のサポートプログラムとの連携・案内・フォロー
 - 東京進出に向けた企業のステータス、スケジュール管理など、種々のサポート
 - ビジネスパートナー探索(ビジネスマッチング)や支援先企業の直面する課題の分析と解決策の提示 等

※上記ビジネスマッチング等が、金融商品取引法、資金決済法その他の適用法令に従い行うことができない行為にあたらぬようにすること

【注意事項】

- 東京都外に進出(拠点設立)するフィンテック企業等は支援対象外とする。
- ②「東京進出の意思決定促進」の支援から③「伴走支援」へ移行するか否かは、原則として当該フィンテック企業等が「東京進出の意思決定」をしたか否かで判断する。
- 2024年度の本事業の受託事業者が伴走支援していたフィンテック企業等については、2025年度の受託事業者が継続して支援を行う(2024年度受託事業者、2025年度受託事業者及びFCTの3社面談にて引継ぎを実施。2026年度も同様の取扱いとする予定)。
- フィンテック企業等が東京進出の意思決定をした後、既に東京都内に拠点設立(要件は次頁参照)をしている場合は支援対象外とする。

【委託金額】

- 固定報酬:2,500万円
- 成功報酬:支援したフィンテック企業等の企業価値評価額1億米ドルごとに100万円(最大1,000万円)

③ 伴走支援(2/2)

【成功報酬の考え方】

- 「成功報酬」は、フィンテック企業等が I 「東京都内」において、II 「拠点設立」した場合に支払う。

I 「東京都内」

伴走支援開始時に東京都内への拠点設立を検討していたとしても、最終的に東京都外に拠点を設立した場合、成功報酬は支払わない。

- #### II 「拠点設立」したといえるためには、以下の3点を実施していることが必要である。

- i 事務所、オフィス等の設置・入居(シェアオフィス等も可とする)
- ii 事業を開始するための人材の確保
- iii 会社登記

※ 上記 i、ii の実施の有無は、公知情報検索、当該フィンテック企業等への問い合わせ、または実地調査等により、FCTが確認・判断

【成果物】(成果物の内容の詳細については、受託者とFCTで別途協議)

- 伴走支援を開始するための企業紹介(One-pager)(日本語または英語で作成すること)
- 委託業務の実施状況等に関する四半期報告書(日本語で作成すること)

【目標】

- フィンテック企業等(シリーズA以降相当を目安とする)3社の新規伴走支援を開始すること
- FCTが指定する企業を支援し、企業価値評価額合計10億米ドルの拠点設立(3社)をさせること

※目標値への計上方法の詳細はFCTと協議のうえ決定する

④ 過年度支援企業のフォローアップと引継ぎ

- 過年度支援企業のフォローアップ(2024年度以前→2025年度)
 - 2024年度の受託事業者が作成した報告書は、2025年度の受託事業者に共有するものとする(業務により作成された作成物に係る著作権の全ては、FCTに帰属する(RFPの「権利の帰属」のページ参照))。
 - 2024年度は、今後進出に関心があるフィンテック企業等10社程度に対してビジネスマッチングのサポートを実施中(2025年2月7日現在/2024年度のRFP③に該当する案件)。
 - 2024年度は、これまで東京進出の意思決定をしたフィンテック企業等5社程度に対して伴走支援を実施中(2025年2月7日現在/昨年度のRFP④に該当する案件)。ただし、フィンテック企業等の社内状況や外部状況の変化等から、すべての企業の2025年度の東京進出を保証するものではない。
 - 昨年度のRFP①、③、④に該当するフィンテック企業等だけではなく、FCTや受託事業者が過年度にコンタクト、支援しているフィンテック企業等も今後支援対象企業になりうる。
 - 2024年度以前にFCTや受託事業者がコンタクト、支援した企業の進捗状況が2025年度に進展した場合は、2025年度の目標達成としてカウントされる。
- 引継ぎ(2025年度→2026年度)
 - 2025年度の受託事業者は、2026年度の受託事業者に業務を円滑に引継ぎできるよう、日常的に面談(要点)メモや報告書、引継ぎ資料等を作成し、2025年度末にFCTや2026年度の受託事業者に共有するとともに、3社面談等により内容を確認する。
 - 2025年度の受託事業者は、2026年度の受託事業者に業務を円滑に引継ぎできるよう、2025年度末時点でFCTや受託事業者がコンタクト、支援しているフィンテック企業等に対して、受託事業者が変更する旨を案内する。
 - 2025年度の受託事業者は、2026年度にこれまでFCTや受託事業者がコンタクト、支援してきたフィンテック企業等から2コンタクトがあった場合には、FCTや2026年度の受託事業者にフィードバックを行う。

⑤ 本事業の広報(国内外における認知度向上) 委託業務の内容・条件

【委託業務内容・目標】

- 本事業の国内外における認知度向上を図る取組の提案・実施(「自社のプラットフォーム」を活用する取組案を含めること)
- 本事業のHP、SNS等の広報・情報発信等の資料・パンフレット作成・更新(参考:今後FCTのHPに移管予定)
- 本事業において過年度に東京に進出したフィンテック企業等の声(Success stories)を活用した情報発信の提案・実施
 - * 受託事業者において、上記進出企業にヒアリング・撮影等を実施すること
- 本事業において東京に進出したフィンテック企業等に関する情報発信(PR Times等を想定)
- 本事業における情報発信のためのマーケットレポートの作成及び発信
- FCTによる国内開催の誘致関連イベント参加・登壇等のサポート
- 上記のほか、本事業の国内外における認知度向上に資する効果的な広報の取組の提案・実施

【成果物】(成果物の内容の詳細については、受託者とFCTで別途協議)

- 委託業務の実施状況等に関する四半期報告書(日本語で作成すること)

【委託金額】

- 固定報酬:1,000万円

提案書、プレゼン動画の作成方法等について

【提出が必要なもの】

1. 本RFPに係る提案書
2. 上記提案書に係るプレゼン動画

【作成方法】

- **提案書**
 - 本RFP記載の委託業務の内容(スライド7~13参照)の全てについて提案を行うこと
 - 日本語で作成すること
 - 書式、分量は任意とするが、提出時はPDF形式とすること
- **プレゼン動画**
 - 提案書記載の提案内容について、審査員向けに分かりやすく日本語で説明すること
 - 説明者は任意とする
 - 形式はmp4形式とし、時間は30分以内とする

【提出方法】

- 以下の提出先までメール、大容量ファイル送信サービス等により提出すること
- 提出後、別途メールまたは電話で提出が完了した旨を事務局に連絡すること

(提出先) FCT事務局 メール:contact@fincity.tokyo 電話:03-5614-0063

【提出期限】

2025年3月5日(水)17:00

※提出期限後は受け付けない

【当面のスケジュール(予定)】

- 2月10日(月) RFP公表
- 3月5日(水)17:00 提案書等提出期限
- 3月上旬～中旬 書類審査、審査会(日本語で実施)により契約候補者を選定
- 3月下旬 契約候補者との契約締結についてFCT理事会で承認
- 4月上旬以降 契約締結、事業開始

※審査会の日程について、スケジュールの確保をお願いいたします。

※提出いただいた提案書及びプレゼン動画を基にFCT事務局が審査を行い、その後、FCT事務局が指定する企業について審査会を実施し、受託事業者を選定いたします。
なお、選定理由は非公表とします。

※選定された受託事業者との契約締結について、FCT理事会で承認が得られなかった場合、審査において次点となった事業者との契約締結について再度FCT理事会に諮ることになります(以下繰り返し)

支払い方法

- 固定報酬については、提出された成果物等をもとにFCTが内容を精査・判断し、第2四半期終了後及び第4四半期末に支払いを行う
- 成果報酬については、提出された成果物等をもとにFCTが内容を精査・判断し、支払いを行う
- 支払い時期や方法等について応相談可

業務履行にあたっての留意点

- 本事業の企画・運営にあたっては、無理のないスケジュールを立案の上、適切な進行管理を行い、期限を遵守するとともに、確実に業務を執行すること。
- 本事業を円滑に推進するため、事業の実施方針や進め方、技術的対応等について、FCTと十分に調整を図るとともに、FCTから申し出があった場合には、速やかに本委託業務の進捗状況を報告すること。
- 契約金額には本業務の履行にかかる一切の費用を含むものとし、金額的に実施不可能な提案は行わないこと。
- 本委託業務の実施に当たり知り得た情報については、他の目的で使用する事及び売買することを禁止する。本委託契約終了後も同様の取扱いとする。
- 本事業は、FCTの令和7年3月の理事会にて、FCTの事業計画が承認され、かつ東京都の令和7年度歳入歳出予算が、令和7年3月31日までに東京都議会で可決された場合において、令和7年4月1日に確定させるものとする。

権利の帰属

- この仕様書に基づく業務により作成された作成物に係る著作権の全ては、FinCity.Tokyoに帰属するものとする。受託者は、FinCity.Tokyo及びその指定する者に対して成果物の著作権者人格権の行使をしないこと。
- 作成等に当たり、第三者の著作物を利用する場合には、当該第三者から受託者が適切な許諾を得ておくこと。なお、委託完了後もFinCity.Tokyoが無償で著作物を利用できるようにすること。
- 作成等に当たり、他者の著作権を含む知的財産権、肖像権その他のいかなる権利も侵害しないこと。万一他者の権利に抵触した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。

＜問い合わせ先＞

一般社団法人東京国際金融機構 (FinCity.Tokyo)事務局

contact@fincity.tokyo

審査要領

1. 別紙記載の審査項目について、審査員が採点を行う。
2. 各審査員は、採点の合計得点が最も高い提案者に投票を行い、得票数が最も多い提案者を契約候補者とする。
3. 得票数が最も多い提案者が複数あるときは、全審査員の採点を合計した総合計得点が最も高い提案者を契約候補者とする。
4. 上記3の場合で、総合計得点も同一の提案者が複数あるときは、当該提案者の中から、審査委員長が契約候補者を選定する。
5. 契約候補者と契約できない事由が生じたとき(辞退など)は、当該候補者を除く提案者について、上記と同様の投票を行い、得票数が最も多い提案者を契約候補者とする。
6. 審査員の採点の平均が「2」未満の審査項目がある提案者は、契約候補者としていない。提案者が一者のみの場合も同様とする。

契約候補者選定にあたって評価する項目、要素、配点等

評価項目	評価要素	評点	ウェイト	配点
①発掘能力	誘致対象候補企業を効率的かつ効果的に調査・発掘することができるか	1～5	×4	20
②専門性とシニアマネジメントを含めたチーム編成	・金融分野における専門知識や経験を有し、外国企業に案内、紹介し、議論することが可能か ・シニアマネジメント自身のエンゲージメントにより、外国企業とのコミュニケーションを確実にこなせることができるか	1～5	×4	20
③国内外ステークホルダーとのネットワーク	・各種ステークホルダーとのネットワークや日常的なコミュニケーションを有しているか ・海外ステークホルダー連携し、誘致対象候補企業の発掘や関連イベントの共催、連携を図ることができるか ・国内ステークホルダーと連携し、誘致対象候補企業のスムーズな東京進出を実現することができるか	1～5	×4	20
④本事業の国内外における認知度向上の工夫	自社プラットフォームを活用する案を含め、本事業の国内外における知名度を効果的かつ効率的に向上させる取組を提案できているか	1～5	×2	10
⑤柔軟性と積極性	・本事業に関わる各種ステークホルダーと柔軟、円滑にコミュニケーションをはかる能力があるか ・既成概念にとらわれず、本事業の目的達成に向けて積極的に行動する能力があるか	1～5	×2	10
⑥企画書の提案力や仮説の説得力	・RFP記載の委託業務内容を正しく理解し、適切な提案がされているか ・構築した仮説について、客観的データや経験に裏打ちされた説得力があるか	1～5	×2	10
⑦FCTのミッションや実施事業に関する正しい理解に基づく効果的な取組の提案	FCTという組織の性格、ミッション、実施事業に関する正しい理解に基づき、本事業以外のFCT事業との相乗効果を生むような提案がされているか	1～5	×2	10
合計点		—	—	100

親族関係に関する申告の要請

- 貴社の役員又は役員以外で本件への応募の意思決定に関与した方に、一般社団法人東京国際金融機構の役員(理事及び監事)との親族関係があるときは、契約候補者となった場合、その旨の申告をお願いいたします。
- 申告すべき「親族」の範囲は「配偶者、生計を同一とする者(未成年者の子を含む)」を最低限とし、それ以外の親族についても、知りうる限りにおいて該当があれば申告いただきます。
- 親族関係の有無を理由として、審査において不利益な取扱をすることはありません。